

社会福祉法人明秀会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明秀会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。旅費等についてはこの法人の旅費規程に準じる。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長の報酬月額は別表第1のとおりとし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員は無報酬とする。但し、別表第2のとおり理事会出席等の謝金を支払う。
- 3 評議員は無報酬とする。但し、別表第3のとおり評議員会出席等の謝金を支払う。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(支給の形態)

第6条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成4年12月2日から施行する。

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成22年12月1日から施行する。

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成29年6月27日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和元年6月26日から施行する。

この規程は令和2年3月27日から施行する。

この規程は令和5年9月29日から施行する。

別表第1 (理事長の報酬等)

- (1) 月額報酬 300,000円

別表第2 (非常勤役員の謝金)

- ・理事会出席等、必要の都度謝金として1人、一律5,000円とする。

別表第3 (評議員の謝金)

- ・評議員会出席等、必要の都度、謝金として1人、一律5,000円とする。